審查委員会運営細則

2005年6月2日制定 2011年7月27日改訂 2022年3月10日改訂

第1条(目的)

本規程は、審査委員会規程第3条第5項の定めにより、審査委員会の運営に係る細則を 定めることを目的とする。

第2条 (用語)

本規程で用いる用語は、審査委員会規程による。

第3条

(審査委員会の機能)

審査委員会は、次の事項を審議し、執行する。

- 1. 審査委員会の運営に係る事項
- 2. 倫理審査制度の運用
 - i) 関連規定類の検討
 - ii) 倫理審查
- 3. 紛争審査制度の運用
 - i) 関連規定類の検討
 - ii)紛争審査
- 4. 監査品質審査制度の運用
 - i) 関連規定類の検討
 - ii) 監查品質審查

第4条(委員)

- 1. 委員は、公平中立な制度運営ができる者であって、以下の要件のいずれかを満たす 人物を理事会にて任命する。
 - i) 協会の運営に責任を持つ
 - ii) 法の専門家である
 - iii) 外部の有識者、特に情報セキュリティ監査の被監査側の意見を代表できる
- 2. 委員の中から互選により委員長1名、副委員長若干名を選任する。
- 3. 委員長は、審査委員会を代表し、その業務を総理する。

4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには審査委員会を代表する。

第5条(専門委員)

- 1. 個別事案の審査を行うために、専門委員を選任する。
- 2. 専門委員は情報セキュリティ監査の品質を評価できる力量を有する者で、審査対象となる監査とは独立した者を審査委員会で選任する。
- 3. 前2項の情報セキュリティ監査の品質を評価できる力量を有する者とは、具体的には公認情報セキュリティ監査人以上の有資格者(主席監査人を含む)を指す。ただし、有資格者に適任者がいない場合には、学識経験者又は公認情報セキュリティ監査人と同等或いはそれ以上の能力を有すると認められる者を加えることができる。
- 4. 審査委員会は専門委員について予め定めた専門委員候補名簿を作成し、これを用いることができる。専門委員候補名簿の利用ができない場合には、個別案件ごとに専門委員を募ることとする。
- 5. 個別の審査に当たっては少なくとも2名以上の専門委員による審査チームを組織し、 うち1名をリーダとする。

第6条(審査委員会の開催)

審査委員会は、次に掲げる場合に開催する。

- 1. 原則として1年に1回の定期開催
- 2. 委員長が必要と認めたとき
- 3. 委員総数の3分の1以上から招集の請求があったとき
- 4. 理事会の要請があったとき

第7条(審査委員会の招集)

- 1. 審査委員会は委員長が招集する。
- 2. 審査委員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面により、開催の日の3日前までに通知しなければならない。但し、議事が緊急を要する場合は、この限りでない。
- 3. 双方向同時通信の機能を用いた電子会議システムによる委員会の開催ができる。この場合、機微な情報が含まれる資料については適切な情報保護を行うこととする。
- 4. 前2項の通知は、各委員からあらかじめ届け出られた電子メールアドレスに対して、 前項の事項を記載した電子メールを送付することにより行うことができる。

第8条(定足数)

- 1. 審査委員会の定足数は委員の過半数とする。
- 2. 前1項の規定にも関わらず、倫理審査及び監査品質審査の結論を得る場合の定足数

は原則として委員の3分の2以上とする。

3. 前条3項による会議の場合、委員が電子会議システムにログインし、双方向での通 話が可能であることの確認を終えた段階で出席とする。

第9条 (審査委員会の審議)

- 1. 審査委員会における審議事項は、第7条2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2. 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。なお、倫理審査及び監査品質審査において反対意見があった場合には結論に反対意見も明記する。
- 3. 第8条第2項の規定にも関わらず、やむを得ない事由により定足数が3分の2に満たない場合には、過半数の委員が出席し、全員一致で結論を得た場合に決定及び裁定を下すことができる。
- 4. 前2項、同3項の規定にも関わらず紛争審査においては、紛争審査規程に定めるところによる。

第10 (審査委員会の表決権等)

- 1. 各委員の表決権は、一委員一票とする。ただし、可否同数の場合を除き、委員長はこれを行使しない。
- 2. やむを得ない理由のため審査委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された 事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は委員の代理人に表決を委任 することができる。
- 3. 前項の規定により表決した委員は、前条及び次条第1項の適用については、審査委員会に出席したものとみなす。

第11条 (審査委員会の議事録)

審査委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 なお、議事録については審査委員会委員及び事務局のみを関係者とする「関係者外秘」情報として取扱うとともに、善良なる管理者の注意をもって保管管理し、第三者に譲渡、提供、開示等しないものとする。

- 1. 日時及び場所
- 2. 委員総数及び出席者数(書面又は電子メールによる表決者にあっては、その数を付記すること。)
- 3. 審議事項
- 4. 議事の経過の概要及び議決の結果

第12条 (メールによる審査委員会の審議)

- 1. 次に掲げる場合、審査委員会の審議をメールにより行うことができる。但し、委員が異議を申し立てた場合には通常の審議を行う。
 - i) 委員長が軽微な主題と認めたとき。
 - ii) メールによらない審査員委員会にて継続審議をメールによる審議で行うよう決定したとき。
- 2. メールによる審査委員会の審議は、以下の手順で行う。
 - i) 審議事項は事務局で纏め、委員長の承認のもと、登録されているメールアドレスに送付する。
 - ii) 委員は、送付日から1週間以内、又はそのメールに記載された期日までに可否を回答する。但し、それまでに回答が無い場合は、承認したものとみなす。
 - iii) 議事結果は、事務局より3日以内にメールにて報告される。但し、次回の審査 委員会で書面を持って正式に報告されるものとする。
- 3. メールによる審査委員会の議事は、委員総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4. その他表決権や議事録に関しては、前第10条及び第11条の定めに準ずるものとする。

第13条 (細則の変更)

本細則の改定は審査委員会の議決による。

第14条 (その他)

本細則に定めのない事項については審査委員会において別途定める。

附則 本細則は、2005年6月2日より適用する。

附則 2. 本細則は、2011年7月27日より適用する。

附則 3. 本細則は、2022年3月10日より適用する。